

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：82512

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2023

課題番号：15K21642

研究課題名（和文）中国・農民工支援NGOの活動に見る新時代の社会運動

研究課題名（英文）Grassroots labour NGOs and China's social movement

研究代表者

山口 真美（Yamaguchi, Mami）

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・新領域研究センター ジェンダー・社会開発研究グループ・研究員

研究者番号：60450540

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、中国の都市部で出稼ぎ労働者の支援を行う草の根NGO（以下、労働NGO）に注目し、その機能と社会的な役割を考察することにある。習近平政権下での言論統制の強化により、労働NGOは2015年末以降登録を抹消され、活動ができなくなっている。本研究の中心的な成果は、研究代表者がこれまでに実施してきた労働NGOへのインタビュー調査、フィールドワークの成果を2015年までの約15年間の労働NGOによる社会運動の到達点として記録したことにある。労働NGOによる活動は、公的な労働組合組織（工会）が機能しない領域における労働者による権益獲得運動であり、「新しい労働運動」の一形態であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は何よりも、2000年代に基層労働者である農民工の権益保護活動において社会的に重要な役割を果たした労働NGOの出現と活動の到達点を2015年の消滅に至るまで客観的に記録したことにある。現下の言論統制下において、こうした記録は中国国内においてメディア、学会ともに参照不可能になっているためである。

社会的意義としては、労働NGOが組織として消滅した今も、その担い手や運動のなかで醸成された権益意識が今後、どのように国内外で表出するかへの注意喚起を促すことにあると考える。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to focus on grassroots NGOs (“labor NGOs”) that provide support to migrant workers in urban China and to examine their functions and social roles. Due to the tightening of social control under the Xi Jinping administration, labor NGOs have been erased since the end of 2015 and are no longer able to operate.

Therefore, the main outcome of this study is to document the results of interviews and fieldwork with labor NGOs conducted by the principal investigator to date as the reach of social movements by labor NGOs for about 15 years until 2015. The activities of labor NGOs were a form of “new labor movement,” a movement by workers to acquire rights and interests in areas where official trade union organizations (“gong-hui” in Chinese) did not function.

研究分野：地域研究（中国）

キーワード：労働NGO 労働運動 社会運動 中国 農民工 権益保護 新しい労働運動 工会

1. 研究開始当初の背景

本研究は主に以下の2つの分野を背景とする。

1つは「農民工」研究、つまり農村出身の都市就労者に関する経済学、社会学分野の研究である。農民工は中国の産業労働者の大多数を占める重要な労働力でありながら、都市と農村が二元的に管理される中国社会においては、就労先の都市において十分な行政サービスや福利厚生を受けられないのみならず、労働者としての基本的な權益さえも十分に保障されていない。しかし、都市と農村の経済的格差を背景に、農民工は2000年代初めまで低賃金で黙々と働く優秀な労働者であり続けた。

ところが、2004年前後に初めて「民工荒」と呼ばれる労働力不足が出現した。この背景については経済学を中心に活発に議論が展開されたが、労働力の不足傾向は確かに認められるものの、いまだ労働力が過剰から不足に転じるルイスの転換点を迎えるには至っていないとの見方が優勢である(南2013、祭2007)。それではなぜ、労働力不足が出現したのだろうか。

それに関する有力な説明の1つに、社会学分野から提起された農民工の世代交代と価値観、行動様式の質的な変化がある。「新世代農民工」と呼ばれる1980年代以降生まれの若い世代の労働者の就業行動や価値観は旧世代と質的に異なるといわれる。職業に対する選好と権利意識が強く、農業・農村離れが進み都市生活への志向性が強いこと、他方で一人っ子世代にあたり忍耐力に乏しいことなどが彼らの高い転職傾向や条件の悪い職業の求人難の背景として指摘される。2010年頃より中国各地で多発する、出稼ぎ労働者によるストや賃上げ要求デモの中心も、このような権利意識と職業意識の高い新世代農民工だといわれている。

ストやデモといった主に企業内で発生する労働運動の一方で、近年の動きとして農民工支援 NGO (中国語では「農民工 NGO」、「劳工 NGO」等) と呼ばれる労働者の権利や權益を守るための取り組みがみられる。農民工支援 NGO は全国に数十組織あるとみられ、出稼ぎ労働者の多い広東省の深圳、東莞、広州等の各都市、及び北京市に多い。NGO という形をとって声を上げ始めた農民工の意識も、ストやデモ同様に注目される。

そこで関連するもう1つの学術的分野が NGO/NPO 研究であり、中でも中国の文脈では「草の根 NGO」と呼ばれて注目される NGO/NPO に関する研究がある。草の根 NGO とは、当事者や市民/住民により自発的に組織され、活動する NGO のことであり、中国においては少なくない官製 NGO と区別される。草の根 NGO に限らず、中国の NGO/NPO 研究としてみれば、その創成は1990年代半ばであり、研究分野としては1998年の清華大学 NGO 研究センターの設立以降本格化し、同センター所長の王名を第一人者として既に一定の研究蓄積がある(清華大学 NGO 研究中心2000)。

NGO 研究の分野で草の根 NGO にクローズアップしたものとしては李(2008)があり、各分野の草の根 NGO について創設の背景、資金集め、資源動員、制度的背景などについて体系立った考察がなされている。一方、農民工支援型 NGO についての既往研究は李(2008)の一部以外に韓・占(2006)による論文があるが、わずか数件の NGO の事例研究に過ぎず、農民工支援系 NGO 全体を俯瞰する研究は中国国内においても未だなされていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中国の都市部において出稼ぎ労働者の支援を行う草の根 NGO (以下、農民工支援 NGO) に注目し、その機能と社会的な役割を考察することにある。草の根 NGO とは、中国において1990年代後半に始まり、2000年代以降活発に活動している新しい社会組織であり、中でも農民工支援を行う NGO の研究は未だほとんどなされていない。本研究はこれら農民工支援 NGO の成り立ちと取り組みから、新世代の農民工のニーズと、受け入れ都市の知識人と中間層を中心とする市民社会の変化を探ろうとする。政治的な制約から社会運動が起きにくい中国において、農民工支援 NGO は実質的に労働運動や市民運動の役割を担っているというのが当初の仮説であった。

3. 研究の方法

2014~15年度は文献調査、理論レビューによる事前準備を経て、日本国内及び中国において草の根 NGO 研究の専門家からのヒアリングを実施した。2015年末から研究対象である労働 NGO への政治的統制が強化され、全ての草の根労働 NGO が消滅してしまった。そこで、2016年夏~2017年度の育児休業による研究休止を経て2018年度に研究を再開後は、折からの新型コロナウイルス感染症による渡航制限もあり、これまでの調査研究の記録と分析、まとめに研究方針を転換せざるを得なかった。

そこで、2018~2019年度には、所属先研究所における研究会「新興国の新しい労働運動」研

研究会の一貫として、中国の労働NGOの事例と多くの共通点を持つインド、南アフリカ、フィリピン、ブラジルの事例とともに中国の労働NGOによる労働運動、社会運動の経験を理論的に分析することを模索した。その研究成果は2021年出版の太田編『新興国の「新しい労働運動」：南アフリカ、ブラジル、インド、中国』所収の山口（2021）論文にまとめられている。

2021年度～2023年度にかけては、明治大学石井知章教授を研究代表者とする科研費基盤A「中国農民工の組織化をめぐるガバナンスの変容：中国全国総工会と労働NGOとの関係性」の研究分担者として研究会に参加した。しかし、中国への新型コロナウイルス由来の渡航制限は2023年まで続き、現地調査が不可能だったため、2021年度～2023年度にかけては日本国内での中国人居住者調査と、中国の農民工ストと職業教育に関する研究をこれも文献調査と過去の調査結果の分析を結び付けて実施した。

以上の期間を通して、主な研究方法は以下の通りである。

（1）文献調査

広くNGO/NPO研究としては、前述の王名教授を中心とする北京・清華大学NGO研究センターを始め、近年広東・香港の大学にも市民社会をテーマとして掲げる研究センターが相次いで設立している。それらの中心である広東・中山大学朱健剛（公益慈善研究センター）副主任、香港・香港中文大学陳健民（公民社会研究中心）主任の研究を中心に農民工支援を中心とする草の根NGOに関する研究成果をレビューする。

また、北京の農民工支援NGOのいくつかは、NGO創始者が自伝を出版している（魏偉（2005）、謝麗華（2009）、李真（2005））。他都市の農民工支援NGOを含め、これらの自伝的著作を収集し、一次資料として参照した。

（2）理論レビュー

本研究は農民工支援NGOの社会運動的側面にも注目するため、労働運動、都市運動を中心とする社会運動の既往研究レビューを行った。レビューにあたっては、社会運動論の最近のテキストであるDella Porta, Donatella and Mario Diani（2006）を参照しつつ、社会運動についての国際的なジャーナル（Social Movement Studies, Mobilization, Research in Social Movements, Conflicts and Changeなど）掲載論文から関連先行研究を参照した。

（3）専門家ヒアリング

上記の文献調査をふまえて、農民工支援NGOに詳しい専門家にヒアリングを実施した。

（4）調査都市の選定とNGO訪問調査

調査対象のNGOは、農民工支援NGOの活動が活発ないくつかの中心都市を選び、各都市で可能な限り網羅的に農民工支援NGOに対する訪問調査を実施する。当初想定された都市は、農民工の多い広東省の深圳市と広州市、及び農民工、知識人、大学生ともに多い北京市等である。2015年調査で広州市、深圳市、北京市を訪問調査したのを最後に、全ての労働NGOが抹消されてしまった。

（5）調査結果の分析、論文執筆

以上の限られた現地調査と過去の研究代表者による調査記録を統合して、2020年度には労働NGO研究、2023年度には中国の職業教育と労働運動に関する論文を執筆した。調査結果の分析にあたっては、中国のカウンターパート及び社会運動研究に詳しい勤務先の同僚との議論を密にしつつ、論文を完成させた。

4. 研究成果

（1）中国の労働NGO研究（参考文献）

本研究課題の最も中心となる研究成果は太田編（2021）所収の山口（2021）論文「中国の2つの「新しい労働運動」 1989年天安門と2000年代」としてまとめた。その概要は以下の通りである。

報告者は、現代中国の都市部に見られる労働NGOによる下層労働者の権益保護活動を「新しい労働運動」の一形態とみている。「新しい労働運動」とは、従来型の労働運動とは異なる性質を持つ労働運動である。ここで、従来型の労働運動には一定の共通点があり、それは多くが職場を中心とする賃金や労働要件、向上を主な目的とする、労働組合が主導することである。ただし、従来型の労働運動、新しい労働運動ともそれぞれの運動が発生した国と時代によって異なる様相を示している（太田2021,1）。中国の従来型の労働運動とは、報告者は存在しなかったと考えている。社会主義計画経済体制下の中国において、労働者は農民と並んで「プロレタリア階級独裁」を進める主役であるとされ、建前上は企業の所有者であった。社会主義経済を建設するにあたり、中国には建国前から官製労働組合である中華全国総工会が存在し、計画経済体制下においてはそれが非常に高い組織率を誇っていた。そこで、労働組合組織による職場単位の運動を「古い労働運動」とみなすのであれば、工会による労働者の組織化がそれにあたったのではないかと

思われる。しかし、実際には中国の工会は政治的意図のために労働者の組織化を進める組織であって、労働運動を推進する組織ではなかった。要約すれば、計画経済体制下の労働運動がなかった時代が、逆説的だが中国の「古い労働運動」時代報告者は考える。

これに対して、計画経済体制に限界がみられた 1970 年代後半には、複数の主要都市で公有制企業労働者によるストライキやデモ活動が勃発した。このような社会の政治経済状況を前提として、1989 年天安門事件の中で中国の第 1 の「新しい労働運動」が起きた。この時期の労働運動の新しさは、当時の政治環境の下で、労働者が既存の官製労組の枠を超えて声を上げ、自らの権利を主張したことにあった。これを報告者は、「新しい労働運動」(第 期)と称した。数年の時を経て、1990 年代末以降に発生した労働 NGO による労働者の権利保護のための取り組みは中国の「新しい労働運動」(第 期)と呼べるもので、現在まで続いている。第 期の「新しい労働運動」の新しさは、労働 NGO と呼ばれる草の根の NGO 組織のサポートを受けつつ、労働者が自らの普遍的な権利を主張し、擁護している点にある。

本研究課題の主な研究対象である労働 NGO はこの、1990 年代末以降に中国に出現した草の根労働 NGO であり、彼らが担ったのが労働運動の文脈における「新しい労働運動」であったと報告者は考える。この第 期の「新しい労働運動」である労働 NGO の活動は、太田(2021)の整理する「新しい労働運動」の 2 類型のうち、「包摂・権利擁護型労働運動」の系譜に属する。なぜなら、労働 NGO の主な活動が中国において官製労働組合である「工会」が長年組織化の対象としてこなかった農村出身労働者(農民工)の権利保護や組織化によるエンパワメントを主な活動としているからである。その意味で第 期の「新しい労働運動」とは連続性を持ちつつも、その活動内容は新しい傾向を持っていることが指摘できるが、ここでは詳述しない。

労働 NGO には 3 つの起源があり、1 つは第 期の「新しい労働運動」である天安門事件に端を発する流れ、2 つ目は香港発の市民社会の運動、3 つ目は中国大陸の労働者と支援者による自発的な動きである。この三者は相互に関連性を持ちつつ、それぞれの強みを生かして活動していた。報告書(文献)はこのうち、3 つ目の草の根 NGO を広東省の広州市、深圳市、仏山市の 3 市にある労働 NGO の事例からその成り立ち、活動、資金調達などについて紹介している。

労働 NGO の活動と特徴は以下の通りである。まず、活動資金はいずれも、海外の財団や NGO、労働組合組織などからのプロジェクト支援金からの競争的資金であった。このルートは 2017 年以降、中国政府が施行した外国 NGO 管理法により、完全に断たれている。次に、NGO の活動内容は労働者の権益保護活動である。具体的には法律知識を学ぶセミナー、労働者の権利侵害に対する賠償請求、労働災害保障など労働者個人を対象とする救済活動と、企業内での団体交渉支援などである。労働 NGO の主な立地は、広東省の都市部(広州市、深圳市、東莞市)と北京市を中心とし、ピーク時には全国で 100 ほどの組織があったといわれている。これらの労働 NGO は、「労働弁護士」と呼ばれる数人の弁護士とともに、2000 年代以降、消滅する 2015 年まで中国の下層労働者の権益保護に大きく貢献した。

地道な活動を展開してきた労働 NGO は近年では制度と警察の両面から活動を強く制約されている。2016、2017 年にかけて相次いで施行された「慈善法」と、「外国 NGO 管理法」が労働 NGO を含む中国国内の草の根 NGO の活動資金の海外調達を実質的に困難にしており、これまで資金的に海外頼みだった労働 NGO は存続の危機に瀕している。また、2015 年末以降、労働 NGO は政府により度重なる弾圧を受けており、本稿で紹介した大陸の 3 NGO は全て、代表が逮捕され刑事罪を問われた上、組織としての活動は将来も含めて禁止されたという。

党独裁の強権政権下にある中国では、政府の弾圧は労働運動の盛衰に特に大きな影響力を持つ。しかし、天安門事件から労働運動に目覚めた韓が数年の苦難の歴史を経て香港で活動を再開したように、一度目覚めた活動家の意識は根強く、容易に消滅するものではない。実際、組織活動を禁じられ、法人登録は抹消されてもなお、個人として権利の侵害にあった労働者の支援活動を続けている NGO 関係者もいる。また、労働 NGO への弾圧にも関わらず、中国各地のストライキ発生件数は 2017 年以降も年間 1000 件以上の規模で推移している。労働 NGO の支援が得にくくなった現在、これらのストライキは有効な労使交渉を実現しているのかどうかにも、引き続き注目する必要がある。新たなフェーズに入った中国の「新しい労働運動」の展開を、今後も見守りたい。

(2) 中国の職業教育と労働運動(参考文献)

労働 NGO への弾圧がまだ顕在化していなかった 2010 年台前半の中国で、上海、江蘇などの長江デルタ地域、広東の珠江デルタ地域において頻りに報道された工場ストやその成果としての団体交渉の現場で目立ったのが、内陸農村地域を中心とする中国各地の職業高校出身の若い労働者達であった。そこで、職業教育の拡大と卒業生の現状について行った調査研究が本稿である。

2010 年に中国の沿海部工業地域で頻発した農民工によるストライキは今も記憶に新しく、中でも同年 5 月の南海ホンダ(広東省仏山市)におけるストライキからの待遇改善交渉は、中国の労働運動史におけるメルクマールとなる出来事だったといわれる。そのストライキの中心となったのは、工業系の職業高校出身の若い技能工であった。

改革開放後の 1980 年代半ば以降労働力の地域間移動が実質的に可能になり、「無尽蔵の廉価労働力」を強みとして世界の工場となった中国において、労働力の枯渇がいわれるようになったのは、2003~2004 年頃である。「民工荒」と呼ばれる労働力不足は当初、技能労働者不足として顕在化し、まもなく単純労働力の不足と賃金上昇がみられた。

こうした事態に先駆けて中国政府は1970年代から技能労働者の養成に着目し、1980年代以降は職業教育拡大政策を採って経済発展を支える技能労働者を養成しようとしてきた。しかしそれにもかかわらず今日に至ってもなお、職業教育は中国の若者たちに人気がなく、積極的に選ばれない進路となっている。その要因は職業教育の質や費用にあるのか、就職状況やその内容にあるのか、高学歴志向やホワイトカラー志向といった社会文化的なものにあるのだろうか。

この問いに答えるべく、本稿では、中国政府による職業教育拡大政策の変遷の整理に続き、1970年代以降中国で実施されてきた職業教育の諸類型、及び地域性による違いから、産業における労働力需要が大きいにもかかわらず中国の若者たちに職業教育が選ばれず、結果として技能労働者が不足する現状の原因を考察した。また、関連するいくつかのアクターの取り組みとして総工会と労働NGOの活動に言及し、中国で今後、若者が進んで技能労働者として生きることを選び、社会として安定的に技能労働者を確保していくために必要な取り組みを示唆した。

中国政府による職業教育拡大政策は改革開放以来の経済体制改革の一貫として、職業教育に市場化する企業、産業の最前線へ若い労働者を送り込む養成機関となることを期待したものであった。しかしその現場である職業系高校では、一方では学生の就職先探しに各学校が孤軍奮闘しつつ、他方で就職実績は良好であってさえ学生募集に苦慮するという厳しい現状が今日まで続いている。報告者はそのジレンマの原因として、中国における技能労働者を取り巻く厳しい労働環境と社会的待遇、評価の低さがあることを指摘した。

以上、2つの研究成果はどちらも、農民工と呼ばれる中国の労働者の中心である下層労働者の人的資本の養成と権益の保護をめぐるものである。職業教育の不振にみられるように、中国において労働者であることは過酷な境遇を意味し、その権利権益は労働者としても市民としても十分に保障されていない。そうした社会的弱者である農民工の権益主張や保護を支援する労働NGOの活動は、2000年代において明らかに有力な労働運動だったといえる。本研究はその社会的な影響や広がり注目しつつ、設定したものであるが、折からの言論社会活動空間の閉鎖により、新たな展開を観察することができなかった。本研究は、1999年～2015年にかけての中国国内における労働NGOの活動とその意義を客観的に記録し、今は国内的に存在しないかのようにみえる労働NGOのアクター達やそこで醸成された権利意識が今後中国内外でどのように表出するかにも注意深く目を向けていくべきことを示唆するものとなったと考える。

(参考文献)

山口真美(2021)「中国の2つの「新しい労働運動」 1989年天安門と2000年代」太田仁志編『新興国の新しい労働運動：南アフリカ、ブラジル、インド、中国』アジア経済研究所
稲垣 豊・山口 真美(2024)「中国における技能労働者不足と職業教育不振のジレンマ：職業系高校の就職と進路をめぐる考察」石井知章編『ポストコロナにおける中国の労働社会』日本経済評論社

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 山口 真美	4. 巻 11
2. 論文標題 第4回 中国 ゼロコロナ政策と労働者の国際移動	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 IDE スクエア -- コラム 国際移動：アフターコロナをみすえて	6. 最初と最後の頁 1~6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20561/00053546	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 竇劼 久俊, 山口 真美, 佐藤 宏	4. 巻 63(2)
2. 論文標題 中国農民工の離職意向はどのような要因に規定されているのか 江蘇省蘇州市の製造業従業員調査に基づく実証分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アジア経済	6. 最初と最後の頁 2-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24765/ajikeizai.63.2_2	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山口 真美	4. 巻 -
2. 論文標題 天安門事件と中国の新しい労働運動 新旧労働運動史の整理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 「新興国の新しい労働運動」 予備的考察	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山口 真美	4. 巻 247
2. 論文標題 中国・草の根の労働運動 - 労働NGOの活躍と弾圧	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 アジ研 ワールド・トレンド	6. 最初と最後の頁 42 - 48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 石井知章	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本経済評論社	5. 総ページ数 246
3. 書名 ポストコロナにおける中国の労働社会	

1. 著者名 太田仁志	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本貿易振興機構アジア経済研究所	5. 総ページ数 194
3. 書名 新興国の「新しい労働運動」 南アフリカ、ブラジル、インド、中国	

1. 著者名 田島 俊雄、池上 彰英	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 400
3. 書名 WTO体制下の中国農業・農村問題	

1. 著者名 岡本信広	4. 発行年 2018年
2. 出版社 アジア経済研究所	5. 総ページ数 241
3. 書名 中国の都市化と制度改革	

〔産業財産権〕

〔その他〕

https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Jpn_Books/eBook/202103_04.html

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------